

# くらしの相談センター 多摩 ニュース NO. 13

## 相談事例 税金で損をしない為に！！

### 年金生活者を中心に、注意したい事をまとめてみました。

年金収入は、所得税法で雑所得になり原則として確定申告が必要です。確定申告の相談を受ける中で、所得控除（所得から差し引かれる金額）の計算でいくつかのまちがいがありましたので、主なものを列挙してみました。

#### 1. 医療費控除について

- ① 支払医療費が10万円を超えた額と思いでいる方が沢山いらっしゃいましたが、正しくは合計所得金額の5%を超えた額です。
- ② 通院費（電車・バスは領収書なし）
- ③ 生計を一にする親族の医療費の合計額を、Aの申告で計算しても良いし、AとBの2人で適当な金額を分けて申告してもよい。

#### 2. 配偶者控除・扶養控除について

- ① 70歳以上の配偶者は所得が38万以下の場合、老人控除対象者配偶者であり、控除額は48万円となる。
- ② 配偶者がパート収入など（給料で103万円を超え141万円の収入）がある場合、配偶者特別控除を計算できる。
- ③ 扶養親族とは、生計を一にする（同居を意味するのではなく、田舎の親の色々なお世話をする場合を含む）親族（民法の6親等内血族、3親等内姻族をいう）のうち、合計所得金額が38万以下の者。

#### 3. 寄付金控除・政党等寄付金特別控除について

政党等に寄付をした場合、一般に特別控除（税額控除）の方が有利であるが、課税される所得金額と寄付金との比較によって、寄付金控除の方が得になる場合があるので両方の計算が必要です。

#### 4. 障害者控除について

障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上の方で障害の程度が身障者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている方（介護認定を受けている方は、詳しい事をくらしの相談センターにお問い合わせください。）は、障害者控除27万円・寝たきりの場合40万円

#### 5. 寡婦・寡夫控除について

配偶者と死別・離婚した後、再婚していない方・配偶者が生死不明などの方で、扶養親族や生計を一にする子（総所得金額が38万円以下）のある方、この区分（要件等）により控除額は様々で、4通りの事例がある。

以上、相談事例の中から所得控除について、まちがいやすい点をいくつか書きました。

還付申告は、1月からいつでも出来ますが、納税の申告は、3月15日を過ぎると納税義務不履行の場合の行政制裁等を受けます。

各種加等税・延滞税など、きびしいものですから注意が必要です。

（文責 Y.K）

2月の相談件数	11件
開設からの総件数	107件





## 所長の視点

# 東日本大震災が起きてしまいました

3月11日、突然の激しい揺れになすすべがありませんでした。それから毎日毎日流される、津波と原発の映像に、このままではいけない。何かなくては。何かできることがあるのでは。そんな思いに駆られて街頭で救援募金を始めました。

次々と募金が集まりました。中学生が「小銭でもいい？」と言って入れていきます。「夫が釜石に出張に行ったきり帰ってこない。心配でたまらない」といいながら募金をされる人。親戚が被災し泣きながら募金をされる人もいました。相談センターの入り口にも「ここで募金をお願いしています」と張り紙をしたら、それを見てよって行ってくださる方もいます。すでに私が参加した街頭募金や事務所への募金で25万円近くになりました(3月20日現在)。「毛布がたくさんあるが、使ってほしい」と申し出てくれた人もいます。

福島から遠い親戚を頼って避難されてきた方からも相談が入りました。着の身着のまま、通帳も置いてきてしまい、食事もままならないといいます。相談員がさっそくカレーライスをとどけ、すむところの相談にも乗りました。「お米がぜんぜん買えない。底をついた」という相談に、備蓄米も用意し、有料ですが届けました。

相談センターが本当に暮らしの相談の窓口になっていることを実感します。東北地方への救援活動はこれからが本番です。電力や食糧不足、原発の心配など、今の自分たちの生活も不安です。どんな相談でも受け付けよう、解決のために走り回ろうと決意しています。

電力や食糧不足、原発の心配など、今の自分たちの生活も不安です。どんな相談でも受け付けよう、解決のために走り回ろうと決意しています。

## 4月の専門家による相談予定

**法律相談**—川崎北合同法律事務所 内田弁護士

(毎月第3火曜日) 4月19日・要予約  
相談内容の要点をまとめてください。

**育児相談**—稲田助産院 藤井よし江助産師

(毎月第1火曜日午前中) 要予約

**税金・相続・登記・医療・福祉・介護・年金・教育・住宅・ペットの相談**

専門家が随時対応します。電話で相談日を予約

**よろず相談**—所長井口まみ市議員がすばやく相談に応じます。

月曜日～金曜日 時間については電話でご予約ください。

休み 土曜日・日曜日・祝日・お盆・年末年始

電話 044-949-6674

